

国見町監査委員告示第15号

令和5年度決算に基づく国見町健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を公表します。

令和6年9月2日

国見町監査委員 佐藤 徳 正

国見町監査委員 穴戸 武 志



令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、国見町監査基準（令和 2 年 4 月 1 日施行）に準拠して審査を行った。

第 2 監査等の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定による審査）

第 3 審査の対象

1 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率
- (5) 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

2 令和 5 年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率

- (1) 国見町水道事業会計
- (2) 国見町下水道事業会計
- (3) 国見町土地開発事業特別会計
- (4) 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類及びその他関係書類

第 4 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼とした。

第 5 審査の実施内容

国見町監査基準に則り、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等の数値と、算定書類及び算定の根拠となった地方財政調査の各調査表、決算書、関係書類の照合を、決算審査とあわせて、実施した。

第 6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、指標の結果は、次のとおりである。

第7 指標の結果

1 健全化判断比率

指標	R5 年度 (A)	R4 年度 (B)	比較 (A)-(B)	【参考】		
				R3 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	15%	20%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	20%	30%
実質公債費比率	3.3%	3.0%	0.3	3.2%	25%	35%
将来負担比率	△1.0%	9.2%	△10.2	2.4%	350%	

(1) 指標の概要

上の表で示す数値が、国の基準値を超えた場合は、財政的に「危険」だとみなされ、改善に向けた計画を作成しなければならない。また、4指標のうち1項目でも早期健全化基準を超えれば「財政健全化計画」を、1項目でも財政再生基準を超えれば「財政再生計画」を定めなければならない。

ア 実質赤字比率

一般会計の歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度に繰り越すべき財源などを控除した実質収支額が赤字の場合に、町税収入や地方交付税などの標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率である。

赤字でないため「—」と表示している。

イ 連結実質赤字比率

町の全ての会計を対象とした実質収支額が赤字の場合に、標準的な財政規模に対する赤字額の割合を示す比率である。

赤字でないため「—」と表示している。

ウ 実質公債費比率

町の一般会計などから支出する地方債元利償還金などの標準的な財政規模に対する比率である。数値が低いほど財政が健全であることを示している。

今回の審査で確認したところ、早期健全化基準値を下回っており、前年度と比較して0.3ポイント上回っている。

エ 将来負担比率

町の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準的な財政規模に対する比率である。数値が低いほど財政が健全であることを示している。

今回の審査で確認したところ、早期健全化基準値を下回っており、前年度と比較し10.2ポイント下回っている。

2 公営企業会計の資金不足比率

会計区分	R5 年度 (A)	R4 年度 (B)	比較 (A)-(B)	【参考】	
				R3 年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	—	20%
下水道事業会計	—	—	—	—	
土地開発事業特別会計	—	—	—	—	

(1) 指標の概要

ア 資金不足比率

町の公営企業会計ごとの収入と支出の差し引きが赤字（不足）の場合の事業規模に対する資金不足額の割合を示す指標である。

どの会計も資金が不足していないため「—」と表示している。

第8 おわりに

健全化判断比率は、財政は黒字であり、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。国の示す基準からみると健全な財政の範囲にあると認められるが、今後も引き続き、安定的な財政基盤を維持できるよう努めていただきたい。

資金不足比率は、3 事業会計とも資金不足を生じておらず、経営健全化基準からみて健全な範囲で推移していると認められる。